

皆様に、最新の労働災害情報をお届けしています！

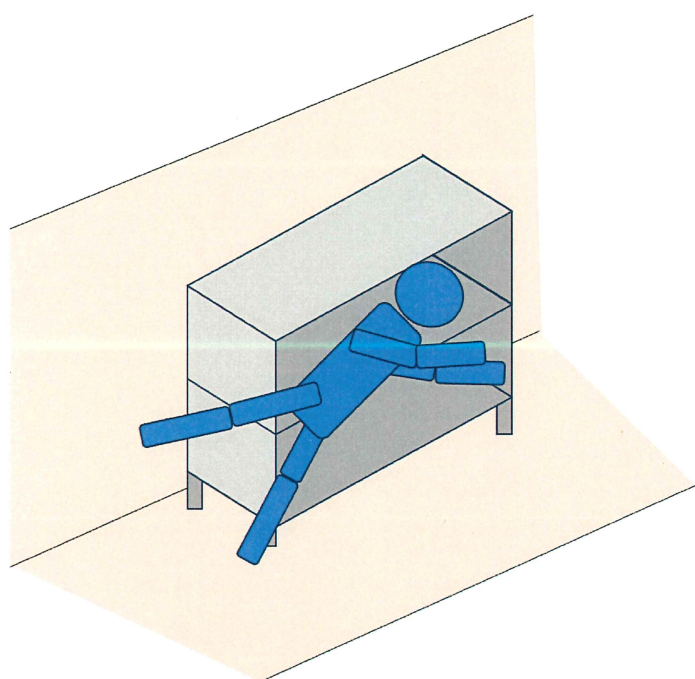
## 災害発生情報 No.163

令和8年5月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	小売業	経験年数	4年	年齢	60歳代
発生年月	令和8年4月	発生時刻	13時台		
発生状況	通路を移動中、一時的に通路に置かれていた什器の脚につまずいて転倒し、頭部と胸部を床に打ち付けた。				
負傷の性質/部位	打撲傷/頭部と胴体	休業見込期間 若しくは死亡	11日		



(イメージ図)

### 1 原因

- 通行の妨げとなる場所に什器を置いたこと。

### 2 対策

- 道具、資材、設備等を仮置きする場所は、通路や作業場所と干渉していないか等、仮置きにより生じる影響を検討した上で決定すること。
- 通路と干渉する場所に道具、資材、設備等を置いた場合は、置き場所を区分けする等により安全な通路を確保すること。

(一般的な原因と対策を示したものであり、実例において不十分、不適當なところがあったと断じるものではありません。)

### ◆安全衛生の窓◆

令和8年7月1日から7月7日まで、令和8年度全国安全週間を実施します。

令和8年度のスローガンは「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」です。

全国安全週間実施要綱では、小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策として、従来の「パート・アルバイト」に加え「いわゆるスポットワーク」に対しても、安全衛生教育を徹底することを掲げています。

第三次産業で多く発生する「転倒」災害は、床面の問題（濡れている、物が置かれている等）と作業側の問題（物で視界が塞がれている、急いでいる等）が合わさって発生することが多い災害です。

スポットワークとして短期間だけ勤務する方は、作業場所や作業法について理解が浅いと思われるので、転倒災害の危険性が高い場所を図示しておく、資材等の運搬方法をマニュアル化しておく等、短時間で安全対策を理解できるような取組についてご検討ください。